

宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

条 例

○手数料条例の一部を改正する条例

（財政課）

ページ

条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百七十四の項1中、「訪問介護」の下に、「及び介護予防訪問介護」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか一の介護サービスに係る調査を含む。」

を加え、同項2中「訪問入浴介護」の下に、「及び介護予防訪問入浴介護」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか一の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項3中「訪問看護」の下に、「及び介護予防訪問看護」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか一の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項4中「訪問リハビリテーション」の下に、「及び介護予防訪問リハビリテーション」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか一の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項5中「通所介護」の下に、「認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか三以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項6中「通所リハビリテーション」の下に、「及び介護予防通所リハビリテーション」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか一の介護サービスに係る調査である場合

を含む。」を加え、同項7中「特定施設入居者生活介護」の下に、「地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか二以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項8中「福祉用具貸与」の下に、「特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売」を、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか三以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項10中「介護福祉施設サービス」を、「短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護」に改め、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか三以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項11中「介護保健施設サービス」を、「短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものに限る。）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものに限る。）」に改め、「調査」の下に、「これらの介護サービスのうちいずれか二以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加え、同項12中「介護療養施設サービス」を、「短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十四条第二号又は第三号に規定する施設（以下「介護療養型医療施設等」という。）で提供されるものに限る。）、介護療養施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等で提供されるものに限る。）」に改め、「調査」の下に「これらの介護サービスのうちいずれか二以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。